

よりそう スマートタイム

(低圧電気供給実施要綱)

2025年4月1日実施

よりそう+スマートタイム

目 次

I	本 則	1
1	適用条件	1
2	実施要綱の変更	1
3	契約期間	3
4	供給電気方式および供給電圧	3
5	契約電力および契約容量	3
6	日区分および時間帯区分	3
7	料 金	4
8	使用電力量の算定	5
9	そ の 他	6
II	実 施 細 目	7
1	適用条件	7
2	契約電力および契約容量	7
附 則		8
別 表		12

I 本 則

1 適用条件

(1) この低圧電気供給実施要綱（以下「この実施要綱」といいます。）は、一般送配電事業者（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）または配電事業者（以下、一般送配電事業者とあわせて「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづく接続供給により低圧で電気の供給を受けて電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合に低圧電気標準約款（以下「標準約款」といいます。）とあわせて適用いたします。

イ お客さまが 1 年を通じてこの実施要綱の適用を希望されること。

ロ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること、または契約容量が原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(2) この実施要綱は、次の地域に適用いたします。

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島は除きます。

2 実施要綱の変更

(1) 当社は、次の場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、この実施要綱を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の低圧電気供給実施要綱によります。

イ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この実施要綱を変更する必要がある場合

この場合、当社は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供

給等約款およびその他の供給条件等または法令をふまえこの実施要綱を変更いたします。

なお、この実施要綱を変更するまでの間、この実施要綱における託送約款等は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等といたします。

ロ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

この場合、当社は、変更された税率にもとづきこの実施要綱を変更いたします。

ハ イおよびロ以外の事由であって、社会情勢の変化または発電費用もしくは電源調達費用の著しい変動等合理的な理由により、この実施要綱を変更する必要がある場合

- (2) 当社は、この実施要綱の変更を行なう場合は、この実施要綱の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第 2 条の 13 に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第 2 条の 14 に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とされない事項については、お知らせを省略することがあります。

また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合は、当該変更となる事項の概要のみをお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、契約締結後交付書面は交付いたしません。

3 契約期間

契約期間は、標準約款 7（需給契約の成立および契約期間）(2)によります。ただし、契約期間満了に先だって、原則として他の低圧電気供給実施要綱または特定小売供給約款に規定する需給契約に変更することはできません。

4 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。

5 契約電力および契約容量

契約電力または契約容量は、原則として、お客さまの申出にもとづき、次の(1)または(2)のいずれかにより定めます。

(1) その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力により契約電力を定める場合には、標準約款 14（契約電流、契約電力および契約容量）(2)イによります。

(2) 契約主開閉器により契約容量を定める場合には、標準約款 14（契約電流、契約電力および契約容量）(2)ロによります。

(3) (1)の適用後 1 年に満たない場合は、原則として(2)を適用いたしません。

また、(2)の適用後 1 年に満たない場合は、原則として(1)を適用いたしません。

(4) 需要場所における契約主開閉器または負荷設備等を変更される場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

6 日区分および時間帯区分

(1) 日区分は、次のとおりといたします。

イ 休日

別表（休日）に定める日をいいます。

ロ 平 日

休日以外の日をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 平日昼間時間

平日の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

ロ 休日・夜間時間

平日昼間時間以外の時間をいいます。

7 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合は、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合は、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約電力または契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

なお、5（契約電力および契約容量）(2)により契約容量を定める場合は、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなして基本料金を算定いたします。

1 契約につき最初の 10 キロワットまで	4,356 円 00 銭
上記をこえる 1 キロワットにつき	435 円 60 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 平日昼間時間

1 キロワット時につき	36 円 86 銭
-------------	-----------

ロ 休日・夜間時間

1 キロワット時につき	29 円 86 銭
-------------	-----------

8 使用電力量の算定

- (1) 料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯別に、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、お客さまが電気の需給契約を廃止しようとする場合は、消滅日の前日を含む検針期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計してえた値とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、標準約款 20（使用電力量の計量および算定）にかかわらず、料金の算定期間の時間帯別の使用電力量を合計してえた値といたします。
- (2) 計量器の故障等によって、当該一般送配電事業者等が使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、標準約款 20（使用電力量の計量および算定）(6)にかかわらず、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めるものとし、この場合の 30 分ごとの使用電力量は、原則として協議によって定めた使用電力量を 30 分ごとに均等に配分してえた値といたします。

なお、この場合の最大需要電力は、原則として協議によって定めた使用電力量を 30 分ごとに均等に配分してえた値をもとに算定いたします。

9 そ の 他

- (1) 5（契約電力および契約容量）(1)の場合で、最大需要電力が 50 キロワット以上となったときには、契約種別の変更についてすみやかに協議するものといたします。

なお、この場合の料金は、7（料金）(1)および(2)の料金を適用いたします。

- (2) その他の事項については、標準約款によるものといたします。
- (3) この実施要綱の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 適用条件

- (1) 「電灯または小型機器を使用する需要」には、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。
- (2) この実施要綱から他の低圧電気供給実施要綱または特定小売供給約款に規定する需給契約に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてこの実施要綱を適用いたしません。

2 契約電力および契約容量

本則 5（契約電力および契約容量）(2)により契約容量を定める場合で、この実施要綱適用の際現に取り付けられている電流を制限する計量器または当該一般送配電事業者等の電流制限器を継続して使用することを希望されるときは、契約容量は、原則として電流を制限する計量器により制限される電流または電流制限器の定格電流にもとづき次により算定いたします。

- (1) 電流を制限する計量器による場合

$$\text{入力 (キロボルトアンペア)} = \frac{\text{制限される電流 (アンペア)}}{\text{(アンペア)}} \times 100 \text{ ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

- (2) 電流制限器による場合

$$\text{入力 (キロボルトアンペア)} = \frac{\text{電流制限器の定格電流 (アンペア)}}{\text{定格電流 (アンペア)}} \times 100 \text{ ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、2025年4月1日から実施いたします。

2 契約容量についての特別措置

(1) 適用

お客さまが次のいずれかの需要場所において新たに電気を使用される場合で、当該一般送配電事業者等が記録型計量器を取り付けることができず、かつ、お客さまからこの特別措置の適用を申し出ていただいたときの契約容量は、本則 5（契約電力および契約容量）(2)にかかわらず、原則として(2)により定めます。この場合、契約容量は本則 5（契約電力および契約容量）(2)により定めたものといたします。

なお、当該一般送配電事業者等が記録型計量器を取り付けた場合は、この特別措置の適用を終了いたします。

イ この実施要綱適用の際現に選択約款の時間帯別電灯 A、時間帯別電灯 B または時間帯別電灯 S もしくは低圧電気供給実施要綱のよりそう+ナイト 8、よりそう+ナイト 10 またはよりそう+ナイト S にかかわる供給設備が設置されており、かつ、需給契約が消滅している需要場所であって、需給契約の消滅時点において、契約容量をこの特別措置と同じ方法により定めているもの。

ロ この実施要綱適用の際現に選択約款の深夜電力 A および深夜電力 B または深夜電力 C もしくは低圧電気供給実施要綱の深夜電力 [限定] にかかわる供給設備が設置されており、かつ、需給契約が消滅している需要場所

(2) 契約容量

契約容量は、標準約款附則 2（契約容量および契約電力にかかわる特別

措置) (3)イに準じて定めます。この場合、需要場所における負荷設備等は、標準約款附則 2 (契約容量および契約電力にかかわる特別措置) に定める契約負荷設備に準じて取り扱います。

ただし、附則 4 (夜間蓄熱式機器の計量にかかわる取扱い) (2)に定める小型機器 (以下「夜間蓄熱式機器」といいます。) を使用される場合は、契約容量は、原則として、次のイによってえた値に 0.4 を乗じてえた値がロによってえた値以上となる場合は、イによってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{イによってえた値} + \text{ロによってえた値} \times 0.1$$

イ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として本則 5 (契約電力および契約容量) (2)または標準約款附則 2 (契約容量および契約電力にかかわる特別措置) (3)イの契約容量決定方法に準じてえた値

ロ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量 (入力)

3 夜間蓄熱式機器の計量にかかわる取扱い

(1) 適用

イ 夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量する供給設備が設置されている場合は、専用の屋内電路に直接接続された夜間蓄熱式機器に限り、当該一般送配電事業者等は、当該夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、次のいずれかの時間 (以下「夜間通電時間」といいます。) 以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

(イ) 毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時

(ロ) 毎日午前 1 時から午前 6 時

ロ 当該一般送配電事業者等が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、休日・夜間時間に使用され

たものといたします。ただし、イにかかわらず、当該一般送配電事業者等が夜間通電時間以外の電気の供給をしゃ断しない場合は、計量された使用電力量は本則 8（使用電力量の算定）(1)により算定いたします。

また、この場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに本則 8（使用電力量の算定）(1)により算定した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

(2) 夜間蓄熱式機器

イ 夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当するものをいい、貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

(イ) 主として夜間通電時間に通電する機能を有すること。

(ロ) (イ)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

ロ 「主として夜間通電時間に通電する機能を有する」とは、次の場合を含みます。

(イ) お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間通電時間とすることができる装置を取り付けた場合

(ロ) 当該一般送配電事業者等の夜間通電時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置が取り付けられている場合

(3) そ の 他

イ 当該一般送配電事業者等の夜間通電時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等の計量器等の取付けに関する事項に準じて取り扱うものといたします。

ロ 当社は、供給設備の状況により、当該一般送配電事業者等が夜間通電時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

ハ 夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。

ニ 当社は、夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、

当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

別 表

休 日

この実施要綱において、休日とは、次の日をいいます。

土曜日

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1月 2日

1月 3日

1月 4日

4月30日

5月 1日

5月 2日

12月29日

12月30日

12月31日